

一般社団法人 日本体育学会

体育心理学専門領域会報

第28号 (通巻第56号)

体育心理学専門領域

2016年7月発行

一般社団法人 日本体育学会体育心理学専門領域会則

- 第1条 本会は、一般社団法人日本体育学会 体育心理学専門領域と称する。
- 第2条 本会は、体育・スポーツに関する体育心理学研究の発展のため、会員相互の情報交換を行い、研究と実践を推進することを目的とする。
- 第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。
- (1) 研究会の開催
 - (2) 会報の発行
 - (3) 会員の研究に資する国内、国外の情報収集と紹介
 - (4) その他、本会の目的に資する事業
- 第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者で、会費を納入した者とする。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 理事 12名
 - (3) 監事 2名
- 第6条 役員の出選は、次の方法で行なう。ただし、末位が同数の場合は抽選とする。
- (1) 会長は、会員の単記無記名投票による最多得票者とする。
 - (2) 理事は、会員の5名連記無記名投票による得票上位者10名とする。選挙とは別に事務局から2名の理事を選出し、庶務・会計を担当する。
 - (3) 理事長は、理事の単位無記名投票による最多得票者とする。
 - (4) 監事は、会員の中から会長が委嘱する。
- 第7条 役員の内任期は、4月1日より翌々年の3月31日までの2年間とし、2期の重任を限度とする。ただし、事務局選出の理事はこの限りでない。
- 第8条 本会に理事会を置き、会長および理事でもって構成する。
- 第9条 理事会には、業務を円滑に遂行するため、次の委員会を置く。
学会大会委員会、企画委員会、広報委員会、庶務・会計委員会
ただし、庶務・会計委員会は、事務局選出の理事が担当する。
- 第10条 会務を補佐するため、会長の指名により幹事若干名を置くことができる。
- 第11条 本会の会議は、総会および理事会とする。
- 第12条 総会は、次の事項を審議決定する。
- (1) 役員の出選
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) 事業計画および収支予算
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他
- 第13条 総会は年1回、日本体育学会の開催地で開催し、当日の出席会員をもって構成する。
- 第14条 本会の経費は、会費、日本体育学会の補助金ならびに寄付金の収入によって支出する。
- 第15条 本会の会費年度は、日本体育学会終了日より翌年の体育心理学専門領域総会までとする。
- 附則
1. 本会の事務局は、総会の議を経て決定し、移転する。
 2. 本会は、日本体育学会の依頼により、日本体育学会関連役員等を選出する。
 3. この会則は、平成21年8月27日から施行する。
 4. 平成24年4月1日より、日本体育学会が一般社団法人に移行したため法令により、「体育心理学専門分科会」を「体育心理学専門領域」と改称し、本会則の名称を「体育心理学専門領域会則」と改称する。

体育心理学専門領域の役員

任 期：平成27年4月1日～平成29年3月31日

会 長：阿江美恵子

理事長：関矢寛史

理 事：学会大会委員会（○土屋裕睦、北村勝朗、内田若希、工藤和俊）

企画委員会（○杉山佳生、兄井 彰、西田 保）

広報委員会（○森 司朗、荒木雅信、山本裕二）

庶務・会計委員会（武田守弘、田島 誠）

○委員長

監 事：木島章文、田村 進

幹 事：中本浩揮

事務局は広島県東広島市鏡山1-7-1 広島大学大学院総合科学研究科・関矢寛史研究室とする。